

ごみ分別ガイドブック

目次

事業所のみなさんへ	1P
稲葉クリーンセンターのごみ搬入量状況	1P
事業所のごみと家庭ごみの違いについて	2P
産業廃棄物とは	3P
事業所から生じたごみの収集運搬について	4P
事業所における3Rの取組みについて	5P
ごみの種類別の搬入例と分別について	
●プラスチック類	6P
●ゴム類	6P
●紙類	7P
●草木類・木製類・畳	8P
●生ごみ(厨芥類)	9P
●廃油	9P
●布・衣類・革類	10P
ごみの品目別分別表(事業所向け可燃物)	11P
お問い合わせ先	15P



稲葉クリーンセンター
ホームページ



令和8年8月改訂

事業所のみなさんへ

はじめに

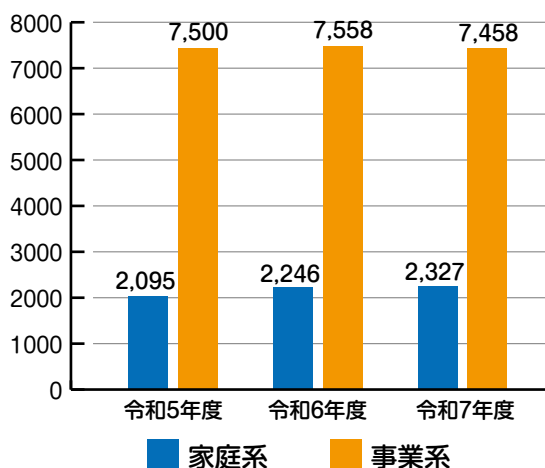
本ガイドブックは、事業所の皆様向けに、ごみ分別や産業廃棄物についてまとめたものです。各事業所のごみの削減に向け、積極的な取組みに役立てていただき、正しくごみを排出していただきますようお願い申し上げます。

事業所の皆さんに、ごみの分別について正しくご理解いただくことで燃やすごみの削減を図り、当施設を安定的に維持し、資源の有効利用にもつなげていただきたいと考えています。

稲葉クリーンセンターのごみ搬入量状況

令和7年度、稲葉クリーンセンターには約27,400トンのごみが搬入されました。このうち、事業所から排出されるごみは約7,500トンで全体の約4分の1を占めています。当施設へ直接持ち込まれるごみには、リサイクル可能な資源物や、産業廃棄物として処理すべきものが多数混入している状況です。（集積場から集められたごみは約17,600トン・施設に直接持ち込まれたごみは約9,800トン）

年度別直接搬入ごみ 単位(トン)



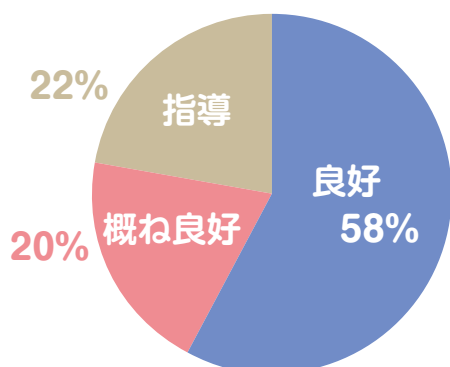
稲葉クリーンセンターへ直接搬入されるごみ量は、事業系ごみが大半を占めています。事業系ごみは、平成30年度から「ごみ展開検査」へのご協力をいただくなか、事業所の皆様の分別意識の向上もあり減少してきていますが、まだまだ産業廃棄物の混入が多い状況です。

事業系ごみを減らすことが、全体のごみ搬入量の減少につながりますので、なお一層の分別の取組みをお願いいたします。

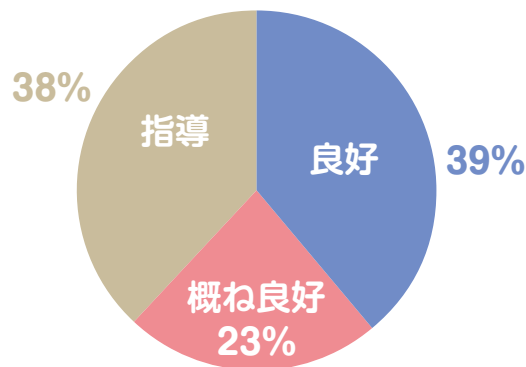
ごみ展開検査の結果(事業系)

ごみ分別指導件数は、令和6年度と比較して「良好」の割合が大きく低下し、「指導」が約4割に達するなど、分別状況の悪化がみられました。

令和6年度



令和7年度



事業所のごみと家庭ごみの分別の違いについて

事業所について

店舗・会社・工場・事務所・農業など営利を目的とする活動だけでなく、NPO法人・病院・学校・官公庁・介護施設・老人ホームなど、公共サービス等も含む事業活動を指します。

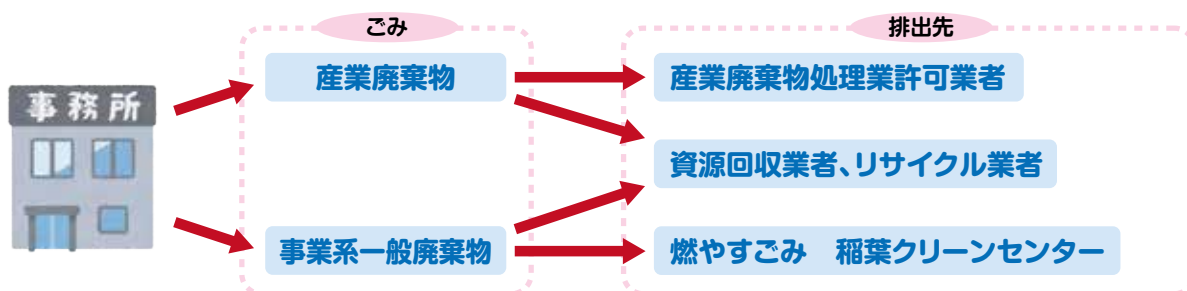


事業所のごみについて

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」では、事業活動に伴い生じた廃棄物は、排出者自らの責任において処理することが責務とされ、産業廃棄物と事業系一般廃棄物となるものがあります。

事業所のごみは、家庭のごみと分別方法が違いますので排出者責任に沿った正しい分別をお願いします。

※従業員・来客・利用者から排出するものも含まれます。



※医療機関等から排出される感染症のあるものについては稲葉クリーンセンターでは受入できません。

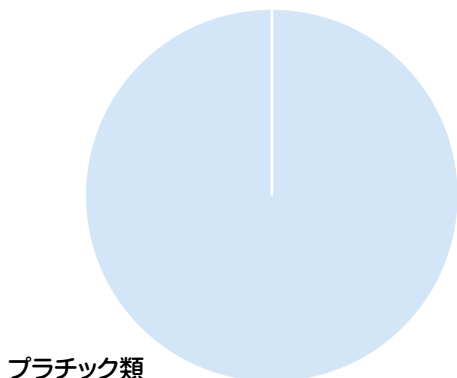
産業廃棄物は稲葉クリーンセンターでは受け入れできません

ポイント

特に
注意!

事業所が排出するプラスチック類は、
全て産業廃棄物です。
稲葉クリーンセンターでは受入できません。

事業系焼却不適物混入割合（令和7年度）



事業系ごみにおける焼却不適物の混入状況を見ると、ビニール類を含むプラスチック類が100%となりました。これらは本来、産業廃棄物として適正処理すべきものであり、事業系プラスチック類（産業廃棄物）の混入を減らすことが強く求められています。

プラスチック類の混入で目立つもの

- 食品トレイ ●食品容器
- 雑貨品容器 ●梱包ビニール

稲葉クリーンセンターの
ごみ搬入量状況
事業所のごみと
家庭ごみの違いについて
産業廃棄物とは
事業活動から生じた
ごみの収集運搬について
事業所における
3Rの取組みについて
ごみの種類別の
搬入例と分別について
プラスチック類
ゴム類
紙類
草木類・木製品類
生ごみ
廃油
布衣類・革類
燃えるごみの品目別分別表

産業廃棄物とは

○「産業廃棄物」とは

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」では、事業活動に伴って生じた廃棄物20種類を「産業廃棄物」と定め、それ以外を「一般廃棄物」としています。

○稲葉クリーンセンターで処理するもの

稲葉クリーンセンターは「一般廃棄物」を焼却処理する施設であり、燃えるごみであっても「産業廃棄物」は処理しません。正しく分別して持ち込んでください。



表1 産業廃棄物の種類

	種 類	業 種 指 定	主な例・注意事項
1	燃え殻	全業種	焼却灰、炭など
2	汚泥	全業種	無機性・有機性問わずすべての汚泥物
3	廃油	全業種	食用油脂・機械油脂
4	廃酸	全業種	硫酸などすべての酸性液体
5	廃アルカリ	全業種	苛性ソーダなどすべてのアルカリ液体
6	廃プラスチック	全業種	化学繊維、塗料、ビニール類なども含まれます
7	紙くず	建設業（工作物の新築・改築・解体に伴って発生したもの）	
		新聞巻き取り紙を使用して印刷を行う印刷出版	
		パルプ、紙、紙加工製造業	紙製容器製造など
		印刷業	
		製本業	
8	木くず	印刷物加工業	
		建設業（工作物の新築・改築・除去に伴って発生したもの）	
		木材、木製品製造業	
		パルプ製造業	
		輸入木材の卸売業、物品賃貸業	
9	繊維くず （化学繊維は廃プラスチック）	全業種（貨物の流通のために使用したパレット）	パレットに付属する梱包木材等を含む
		建設業（工作物の新築・改築・解体に伴って発生したもの）	
10	動植物性残渣	繊維工業	木綿、羊毛の天然素材
		食料品製造業	
		飲料、飼料製造業	
		医療薬品業	
11	動物系固形不要物	香料製造業	
		と畜場・食鳥処理場で処分されたもの	豚、牛などのほか鳥獣を販売目的で処理したもの
		ゴムくず	天然ゴム
		金属くず	
12	ガラスくず、コンクリートくず、陶器くず	全業種	研磨くすなど
13	鉱さい	全業種	鉱石など
14	がれき類	全業種	工作物の除去により発生したコンクリート等
15	動物のふん尿	畜産農業からのもの	豚、牛、羊、にわとりなど
16	動物の死体	畜産農業からのもの	上記と同じ死体
17	ばいじん	全業種	集じん施設によって集められたもの（ダスト類）
18	上記を処分のため処理したもの	全業種	

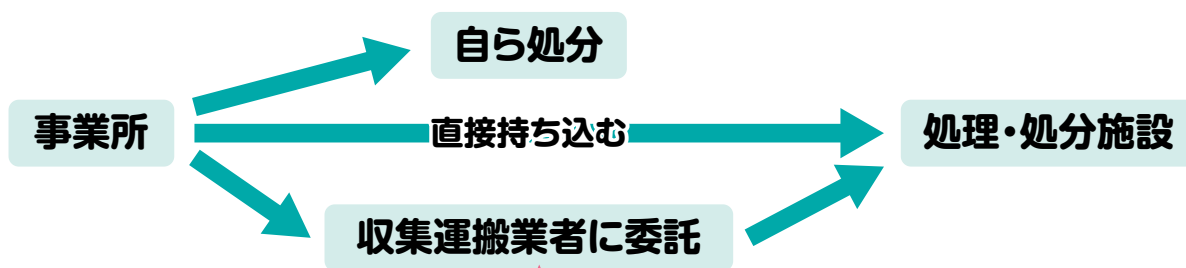
事業所から生じたごみの収集運搬について

出し方について

事業所から出される廃棄物は、家庭のごみを出す集積所は利用できません。

処分方法

- ①事業所自ら処分 ②処理・処分業者に直接持ち込む ③収集運搬業者に委託する。



事業所から生じたごみ

収集運搬を委託する場合は廃棄物収集運搬業の許可を受けた業者に委託しなければなりません。

産業廃棄物と一般廃棄物の収集運搬・処分は別々の許可になります。一般廃棄物と産業廃棄物を混ぜて収集・運搬を委託することはできません。



許可されている収集運搬業を調べるには

一般廃棄物

事業所を設置する市町村の廃棄物担当者 (P15参考)

産業廃棄物

長野県のホームページ

長野県 産業廃棄物処理業者名簿

Q 検索

稲葉クリーンセンターへ収集運搬を委託して持ち込む場合は、一般廃棄物収集運搬許可を市町村から受けた業者にしてください。

産業廃棄物を一般廃棄物として処分することは、排出者の法令違反となります!

※産業廃棄物を一般廃棄物として搬入したり、一般廃棄物収集運搬業者へ委託する行為は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第6項に規定する委託基準に違反します。違反した場合は、同法第25条の規定により「5年以下の懲役または1,000万円以下の罰金」が科せられることがあります。

事業所における3Rの取組みについて

3R(スリーアール)を積極的に取組んでいただきますようお願いします。

まずは、Reduce (リデュース) ～ごみの発生を抑制する。

ごみ削減を進めるには、ごみの発生を抑えるのがもっとも効果的です。
事業活動の中で、ごみを発生させない工夫をお願いします。

次に、Reuse (リユース) ～物を繰り返し使う。

不要になったものをすぐにごみとして廃棄するのではなく
再利用することで、ごみ削減にもつながります。

最後に、Recycle (リサイクル) ～再び資源として利用する。

リデュース、リユースが出来ない場合は、リサイクルをお願いします。
現在焼却処分しているものであっても新たなリサイクルルートを開拓することで
更なるごみ削減につながります。

事業所のごみ種別3Rの取組み例

プラスチックごみ

- ペットボトル飲料水を減らし水筒を持参する。
- エコバックを利用しレジ袋を減らす。
- 事務用品は詰替えのものを使う(インク、修正テープ等)
- 飲食店は使い捨て容器や用品を減らす。
- トナーなどメーカー回収による詰替え可能なものを使う。

紙ごみ

- OA用紙は、紙資源リサイクルする。
- 裏面をメモ用紙や社内文書の印刷に利用する。
- 両面コピーや縮小コピーをする。
- メール等を利用し、ペーパーレス化を図る。
- 回覧化し文書の共有化する。
- 使用済み封筒を社内便などに利用する。
- ※事務用品の箱や容器などはリサイクルできるものが多い。

生ごみ

- 生ごみは、十分水切りをして排出量を減らす。
- 生ごみ処理機の活用
- 飲食店で客の食べた残りをテイクアウトをしてもらい廃棄を減らす。
- 飲食店等は、食品ロス削減を意識した提供を心掛ける。

その他

- 庭木や廃木材は、資源化施設で処理する。
- 過剰な包装を控える。
- 商品の発送を依頼するとき包装緩衝材の簡素化を依頼する。
- リースやレンタル品を使う。
- ごみを減らすことを考えて、製造・販売計画を立てる。
- プラスチックや金属類の複合品は、分別を踏まえた設計にする。
- リサイクル品を使用する。

ごみの種類別の搬入例と分別について

●プラスチック類

事業所から排出されるプラスチック類はすべて産業廃棄物となります。
事業所の従業員や利用者が事業所で捨てたものも産業廃棄物になります。



事務用品



プラ製容器



ビニール手袋



プラ製の紐



プラ製菓子袋

発泡スチロール

化学繊維の作業着

合成皮革

公共施設等に設置してあるごみ箱からのプラスチック類も産業廃棄物になります

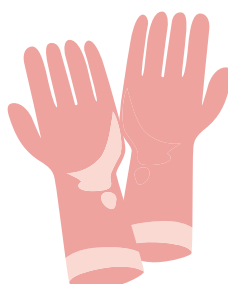
●ゴム類

事業所から排出されるゴム類もすべて産業廃棄物となります。事業所の従業員や利用者が事業所で捨てたものも産業廃棄物になります。

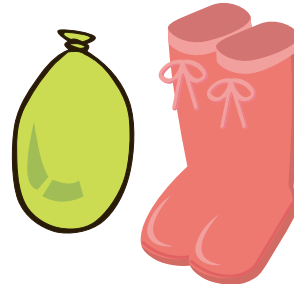
輪ゴム



ゴム手袋



ゴム製品

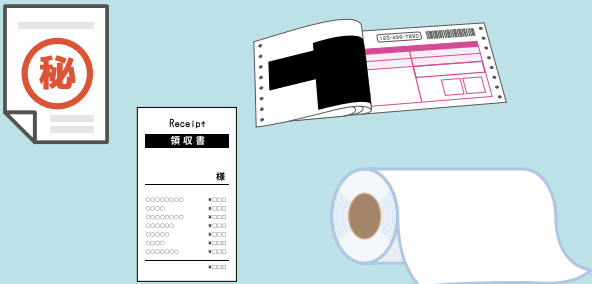


●紙類

紙類を処分するときは、リサイクルできるものかを確認してください。

受入できるもの

- | | |
|-------|----------|
| 機密文書 | 汚れた紙皿・紙 |
| カーボン紙 | シュレッダーごみ |
| レシート | キッチンペーパー |
| ティッシュ | |

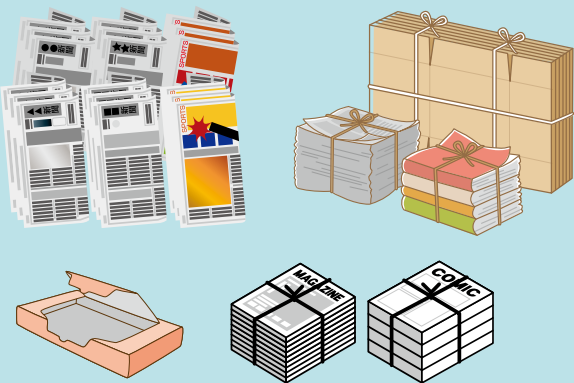


受入できないもの

紙資源 (リサイクルできるもの)

- | | |
|-------|-----------|
| ダンボール | 新聞紙・情報誌 |
| 本・辞典 | 機密文書でないもの |
| 包装紙 | 菓子箱や袋 |
| チラシ | 雑貨類の箱 |

紙リサイクルマークが分別の目安になります。



産業廃棄物 P3表1 (7) 参照

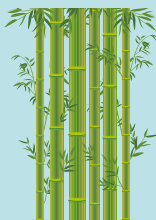
これらの工場から排出される紙類はすべて産業廃棄物になります (事務用紙含む)

- | | | |
|---|--|------------|
| 建設工事 例) 新築・改装からの壁紙
印刷加工業 | 製紙業 ※原料から各種紙類生産
新聞製造業 | 製本業 |
|---|--|------------|

●草木類・木製類・畳

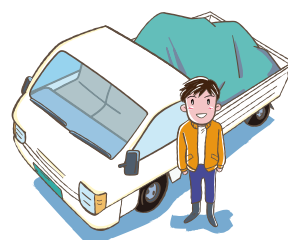
受入できるもの

積み木	竹	
廃材	庭木	家具
木製小物（お椀・雑貨品等）		
畳（い草）	枯草・落ち葉	



稲葉クリーンセンターに搬入するには

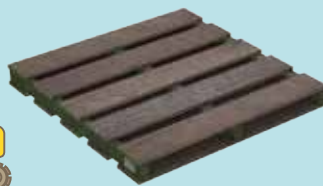
- 1回に持ち込む量は、軽トラ1台分程度としてください。
※1回の持ち込み量が軽トラ1台以上となる場合は、搬入物の種類・状況により、受入量は職員が判断させていただきます。
- 木材は、太さ30cm以下、長さ3m以下としてください。
- 家具類は、1.5m×50cm×3m以下としてください。



受入できないもの（産業廃棄物になるもの）

P3表1 (8) 参照 製造業の工場等から出る木くずはすべて産業廃棄物になります（庭木を含む）

スタイロ置 建設・解体業からの廃材 パレット 木材・木製品製造業からの木



資源化できるもの

※燃やすごみで持ち込めますが、資源化の可能なものは、資源回収施設等のご利用を検討してください

●資源化施設へ

（有）南信チップセンターへご相談ください。（TEL0265-27-4274）

庭木

廃材



●民間のリサイクルセンターへ

家具

木製小物（お椀・雑貨品等）



●生ごみ（厨芥類）

受入できるもの

弁当の残り

野菜の切り落とし

お茶殻

果物の皮

賞味期限切れで廃棄するもの
（産業廃棄物にならないもの）

旅館・食堂で調理した残物

生ごみ処理機、コンポストの
利用もご検討ください



受入できないもの

焼却処理に支障がでるもの

鳥獣・大型動物の死骸（処理に支障、感染症などの衛生対策が困難であることから受入できません）

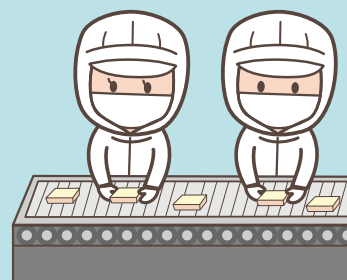
産業廃棄物 P3表1（2、3、4、5、10、11参照）

食品製造（加工）業からのもの

（例）小麦粉からお菓子にする過程から排出されたもの
（例）肉をブロックにする過程から排出されたもの

飲食店からの食用油脂類

ジュースなどの飲料水（液体は産業廃棄物）



●廃油

受入できるものではありません

事業所から排出された油類はすべて産業廃棄物になります。（食堂、厨房等）
固化化した排出物も受入れできません。

食用油脂

機械油

油脂の固まり



※油をしみこませたウエス等も
産業廃棄物になります。

●布・衣類・革類

受入できるもの

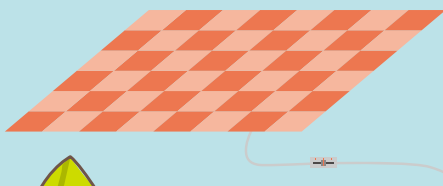
事業所からの衣類等で受入できるものは
天然繊維のものになります。

- 布団
- 毛布
- 古着
- ウエス
- 天然皮革



受入できないもの

- 化学繊維のもの
(衣類、布団、毛布等)
- 防災加工してあるもの
- 電気カーペット等産廃を含むもの



産業廃棄物 P3表1 (6、9) 参照

化学繊維のもの 例・ナイロン製、ポリエステル製の衣類
(石油などから化学的な合成・加工したものは受入れできません)

繊維工業から出るもの

合成皮革

建設業から出るもの

雨かっぱ

稲葉クリーンセンターの
ごみ搬入量状況

事業所のごみと
家庭のごみの違いについて

産業廃棄物とは

事業活動から生じた
ごみの収集運搬について

事業所における
3Rの取組みについて

ごみの種類別の
搬入例と分別について

プラスチック類

紙類

草木類 木製品類

生ごみ

廃油

布衣類 革類

燃えるごみの品目別分別表

ごみの品目別分別表(可燃物)

一廃

事業系一般廃棄物

P3 参照

産廃

産業廃棄物

★特定の業種により産業廃棄物に該当するものもあります。

	品目名	区分	種類	備考
あ	アクリル板	産廃	プラ	
	厚紙	一廃	紙類	紙資源へ
	圧着はがき	一廃	紙類	リサイクルできるものは紙資源へ
	油脂(機械油 調理油)	産廃	廃油	
	雨かっぱ	産廃	プラ	
	アルバム(紙)	一廃	紙類	金具、フィルムは産廃
	安全靴(革製)	一廃	革類	金属は産廃
い	板(プラスチック)	産廃	プラ	木製は一廃
	衣類(天然素材)	一廃	繊維くず	
	衣類(化学繊維)	産廃	プラ	
	印鑑(木製)	一廃	木くず	
	椅子(木製)	一廃	木くず	
	飲料水パック(紙製)	一廃	紙類	汚れは取れるものは紙資源へ
う	植木鉢(プラスチック)	産廃	プラ	
	うちわ(プラスチック)	産廃	プラ	木製・紙類は一廃
	ウエス(天然素材)	一廃	繊維くず	油を染み込ませたものは産廃
	ウエス(化学繊維)	産廃	プラ	
	ウレタン	産廃	プラ	
	ウエットティッシュ	一廃	紙類	
	運動靴	産廃	プラ	
え	枝	一廃	木くず	
	塩ビ管	産廃	プラ	
	延長コード	産廃	プラ、鉄類	
	鉛筆	一廃	木くず	
お	OA古紙	一廃	紙類	
	オイル(食品・工場)	産廃	廃油	
	汚泥	産廃	汚泥	
	おもちゃ(木製)	一廃	木くず	
	桶(木製)	一廃	木くず	
	お茶がら	一廃	動植物残渣	
	お椀(木製)	一廃	木くず	
	おむつ	一廃	紙類	汚物は除いたもの
か	カタログ	一廃	紙類	
	傘	産廃	プラ・鉄	
	カセットテープ	産廃	プラ	
	菓子箱や袋(プラスチック)	産廃	プラ	紙製は一廃
	家具類(木製)	一廃	木くず	
	枯葉	一廃	草木	
	活性炭	産廃	燃えがら(炭)	
	カーボン	産廃	燃えがら(炭)	カーボン製のスキー板
	カーボン紙	一廃	紙類	
	紙パック、コップ、皿	一廃	紙類	
	革類(天然)	一廃	プラ	

	品目名	区分	種類	備考
か	革類(合成革)	産廃	プラ	
	紙おむつ	一廃	紙類	
	髪の毛	一廃	その他	
	紙テープ(粘着なし)	一廃	紙類	
	紙テープ(粘着)	産廃	紙類	
き	機密文書	一廃	紙類	
	キッチンペーパー	一廃	紙類	
	気泡緩衝材(プチプチ等)	産廃	プラ	
	木くず	一廃	木くず	
	教材書	一廃	紙類	
	着物(化学繊維)	産廃	プラ	天然繊維は一廃
く	草木	一廃	草木	
	果物の皮	一廃	生ごみ	
	靴(合成革 化学繊維)	産廃	プラ	天然皮革 天然繊維は一廃
	クリアファイル	産廃	プラ	
	グリス	産廃	廃油	
	軍手(化学繊維)	産廃	プラ	天然繊維は一廃
け	建設工事からの木材	産廃	木くず	
こ	ゴム印	産廃	ゴム類	
	ゴム製品	産廃	ゴム類	ごみ手袋 ゴムホースなど
	コルク	一廃	木くず	
	広告紙	一廃	紙類	紙資源へ
	コピー用紙	一廃	紙類	紙資源へ
	コンテナ(プラスチック)	産廃	プラ	
さ	サンダル	産廃	プラ	
	雑誌	一廃	紙類	紙資源へ
し	シャープペン	産廃	プラ	
	書籍	一廃	紙類	紙資源へ
	辞書・辞典	一廃	紙類	紙資源へ
	写真	一廃	紙類	
	シュレッダーごみ(紙)	一廃	紙類	
	食品	一廃	動植物残渣	店舗に配列したもの等
	新聞	一廃	紙類	紙資源へ
す	スポンジ	産廃	プラ	
	ストロー	産廃	プラ	
	スリッパ	産廃	プラ	天然素材だけなら一廃
	すのこ(木製)	一廃	木くず	
	炭(燃え残り)	産廃	燃えがら	未使用の製品は一廃
せ	せっけん	産廃	廃油	
	線香	一廃	草木	
そ	ソファ(化学素材使用)	産廃	プラ	合成革、化学繊維、プラスチック等
	造花	産廃	プラ	
た	タイヤ	産廃	プラ	
	たばこの吸い殻	一廃	吸い殻	
	ダンボール	一廃	紙類	紙資源へ
	脱臭剤(炭)	一廃	その他	
	竹	一廃	木くず	
	畳(スタイロ)	産廃	プラ	天然素材のものは一廃

稲葉クリーンセンターの
ごみ搬入量状況

事業所のごみと
家庭ごみの違いについて

産業廃棄物とは

事業活動から生じた
ごみの収集運搬について

事業所における
3Rの取組みについて

ごみの種類別の
搬入例と分別について

プラスチック類

ゴム類

紙類

草木類・木製品類

生ごみ

廃油

布衣類・革類

燃えるごみの品目別分別表

	品目名	区分	種類	備考
ち	チラシ	一廃	紙類	紙資源へ
	調味料(粉末)	一廃	生ごみ	厨房、食堂で使うもの
	チョーク	一廃	その他	
つ	積み木	一廃	木くず	
	爪楊枝	一廃	木くず	
	机(木製)	一廃	木くず	リサイクルショップも検討ください
	使い捨てカイロ	産廃	鉄類	
て	ティッシュ	一廃	紙類	
	手ぬぐい(化学繊維)	産廃	ブラ	天然素材は一廃
と	塗料、ペンキ	産廃	ブラ	
	トレイ(紙)	一廃	紙類	汚れが取れるものは紙資源へ
な	ナイロン製品	一廃	ブラ	紙製は一廃
	生ごみ	一廃	動植物残渣	
	波板(プラスチック)	産廃	ブラ	
に	庭木	一廃	厨芥類	
	人形(化学素材)	産廃	ブラ	天然素材は一廃
ぬ	ぬいぐるみ(化学素材)	産廃	ブラ	
	布(化学繊維)	産廃	ブラ	天然素材は一廃
	布テープ	産廃	ブラ	粘着物が産廃
		産廃	ブラ	
ね	粘土(油、紙等)	産廃	ブラ 陶器くず	
	ネガ(写真フィルム)	産廃	ブラ	
の	農業用ビニール	産廃	ブラ	
	農薬	産廃	廃アルカリ等	
	ノート	一廃	紙類	リサイクルできるものは紙資源へ
は	灰	産廃	ばいじん	
	廃棄食料品(食品製造工場のもの)	産廃	食品残渣	
	廃材	一廃	木くず	木製品をばらしたもの等
	廃材(建築業者等が壊したもの)	産廃	木くず	
	発泡スチロール	産廃	ブラ	
	パレット	産廃	木くず	木製も産業廃棄物になります
ひ	ビニール類	産廃	ブラ	ビニールシート ビニールテープ等
	紐(化学繊維)	産廃	ブラ	天然繊維は一廃
ふ	ファイル(紙)	一廃	紙類	
	ファイル(プラスチック)	産廃	ブラ	
	フィルム	産廃	ブラ	
	布団(天然繊維)	一廃	繊維くず	
	布団(化学繊維)	産廃	ブラ	
	ブルーシート	産廃	ブラ	
	ブラシ(木製、天然繊維)	一廃	繊維くず、木くず	
	ブラシ(プラ、化学繊維)	産廃	ブラ	
へ	ペット砂(布 紙 木)	一廃	繊維くず	
	ペット砂(化学素材)	産廃	ブラ	
	ペットボトル	産廃	ブラ	
	ペンキ、塗料	産廃	ブラ	
	弁当容器(紙製)	一廃	紙くず	汚れが取れるものは紙資源へ
	弁当容器(プラスチック)	産廃	ブラ	
ほ	ボールペン	産廃	ブラ	
	ポリバケツ	産廃	ブラ	
	保冷剤	産廃	ブラ	

	品目名	区分	種類	備考
ほ	帽子(化学繊維)	産廃	プラ	天然繊維は一廃
	本	一廃	紙類	紙資源へ
ま	マッチかす	一廃	木くず	燃え残り産廃の場合あり
	マット(化学繊維)	産廃	プラ	
	マジック	産廃	プラ	
み	耳かき(プラスチック)	産廃	プラ	木製は一廃
む	むしろ	一廃	繊維くず	
め	眼鏡	産廃	プラ・金属等	
	メガホン	産廃	プラ	
も	毛布(化学繊維)	産廃	プラ	天然繊維は一廃
	木造解体材 解体業者等が壊したもの	産廃	木くず	
	木炭(燃え残り)	産廃	燃えがら	
	モップ(化学繊維)	産廃	プラ	天然繊維は一廃
や	野菜の切り落とし(飲食店・食堂等)	一廃	厨芥類	
ゆ	油脂 食堂・厨房からのもの	産廃	廃油	
	雪かき(プラ)	産廃	プラ	
	油脂 食品製造工場からのもの	産廃	廃油	
よ	養生テープ	産廃	プラ	
	容器(プラスチック)	産廃	プラ	紙、木製容器は一廃
ら	ラップ	産廃	プラ	
	ラミネート加工紙	産廃	プラ	
	ライター	産廃	プラ 危険物	
り	履歴書	一廃	紙類	
れ	レインコート	産廃	プラ	
	レコード	産廃	プラ	
	レジ袋	産廃	プラ	
ろ	ロープ(化学繊維)	産廃	プラ	天然繊維は一廃
	ろうそく	産廃	廃油	
わ	輪ゴム	産廃	プラ	
	割り箸	一廃	木くず	

稲葉クリーンセンターの
ごみ搬入量状況

事業所のごみと
家庭ごみの違いについて

産業廃棄物とは

事業活動から生じた
ごみの収集運搬について

事業所における
3Rの取組みについて

ごみの種類別の
搬入例と分別について

プラスチック類

ゴム類

紙類

草木類
木製品類

生ごみ

廃油

布衣類
革類

燃えるごみの品目別分別表

お問い合わせ先

産業廃棄物について

上伊那地域振興局 環境・廃棄物対策課
☎0265-76-6817

一般廃棄物の分別・排出先 については市町村窓口へ

- 飯田市 ☎0265-22-4511(代)
- 松川町 ☎0265-36-7026(直)
- 高森町 ☎0265-35-9409(直)
- 阿南町 ☎0260-22-4053(直)
- 阿智村 ☎0265-43-2220(代)
- 平谷村 ☎0265-48-2211(代)
- 下條村 ☎0260-27-2311(代)
- 売木村 ☎0260-28-2311(代)
- 天龍村 ☎0260-32-1022(直)
- 泰阜村 ☎0260-26-2111(代)
- 喬木村 ☎0265-33-2001(代)
- 豊丘村 ☎0265-35-3311(代)
- 大鹿村 ☎0265-39-2001(代)

南信州広域連合 稲葉クリーンセンター

〒399-2606 長野県飯田市下久堅稲葉1526-1
TEL:0265-48-6648 FAX:0265-48-6692
HP : <http://icc.minami.nagano.jp>